

テスト運行事業者の選定について

1 テスト運行の目的

- (1) 地域公共交通総合連携計画策定のための資料とする。
- (2) 平成 22 年度の実証運行における運行方法を決定するための検討資料とする。

2 テスト運行の方法

- (1) 期 間 10月から12月まで（3ヶ月）
- (2) 実施方式 デマンド方式
車両は、運行業者が提供する。
- (3) その他 詳細については、支援業務委託業者と協議して決定する。

3 テスト運行事業者の選定方針

- (1) 運行事業者は、バス事業者及びタクシー事業者から選定する。
- (2) 契約期間は10月から12月までの3ヶ月とし、平成22年度以降は、改めて業者選定を行う。
- (3) 詳細については、支援業務委託業者と協議して決定する。